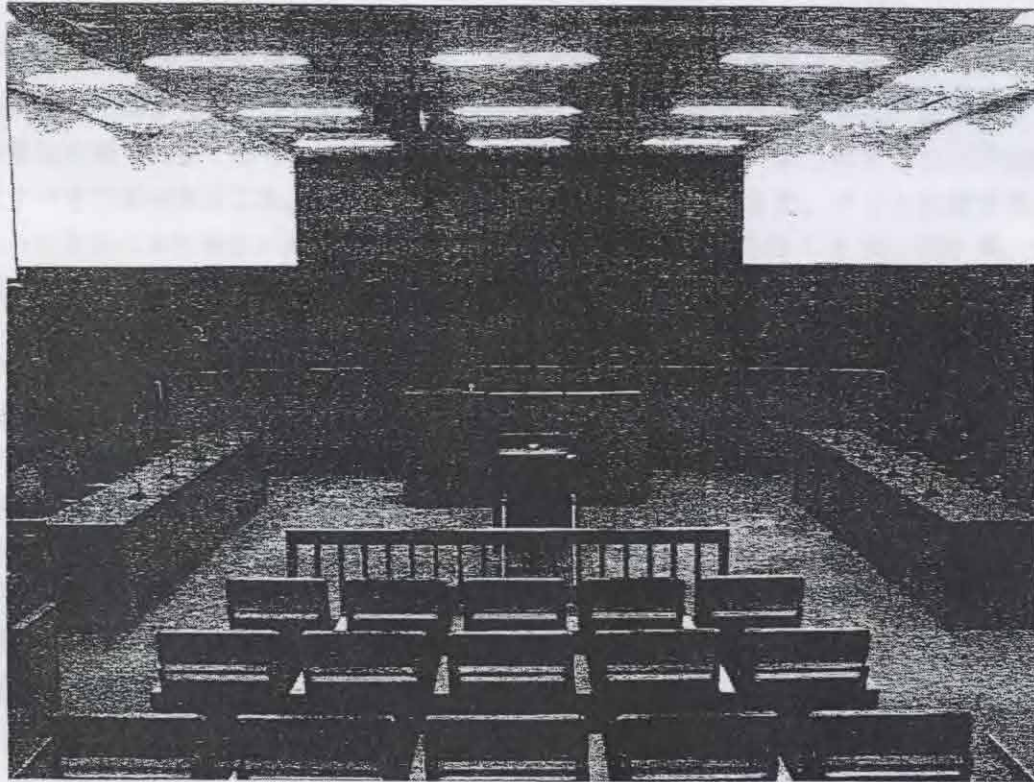


陪審審理による公開模擬裁判



2011年12月2日(金)14時00分 開廷

神戸学院大学ポートアイランドキャンパス(B号棟) 法廷教室

平成19年(ワ)第1号

サッカーボール転倒損害賠償請求事件

法学部 法学演習I(角森ゼミ2年)学生

陪審員 執行倒産法受講生+角森ゼミ3年 他

(以下の訴状は、平成19年の提訴後、請求の追加・拡張により変更された2011(平成23)年11月1日現在の内容に基づいて修正している)

平成19(2007)年10月1日

なぎさ地方裁判所ポーアイキャンパス支部御中

訴 状

原告 関 淳之介

参加人 衣笠亜裕美

原告訴訟代理人主任弁護士 前田恵助

同弁護士 塚本直輝

同弁護士 橋本尚季

同弁護士 矢内秀幸

同弁護士 法田菜美

同弁護士 今西竜郎

一 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し金1664万5千円、およびこれに対する平成16年10月18日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

二 請求原因

(1) 当事者

原告、関淳之介は、下記事故当時77歳で、現在85歳である。

参加人、衣笠亜裕美は、本件事件現場である小学校敷地南側の市道をはさむ家屋に居住するものである。

被告、学校法人なぎさ学園は、なぎさ幼稚園、なぎさ小学校、なぎさ中等学校の3つの学校を運営する学校法人であり、平成10年より丸森太郎が理事長を務めている。

(2) 事故の発生

原告は、以下の事故(以下「本件事故」という。)に遭った。

日時 2004(平成16)年10月18日16時50分

場所 なぎさ小学校南側道路

事故の態様 原告は、上記場所を原付二輪車に乗って走行中、本多大介が運動場より蹴ったサッカーボールに衝突した結果、二輪車から投げ出され、道路上に落下した。

(2) 責任原因

本多大介は、本件事故の当時、被告小学校の5年生(11歳)であったが、放課後に運動場でサッカーのフリーキックの練習をしていたところ、蹴ったボールが運動場の外に飛び出し、原告に衝突し、上記事故が発生した。被告学校法人は、同教員がそのような事故が起こらないように本多大介をはじめとする全校生徒に注意を喚起するとともに、防止ネットを学校の敷地の周りに張り巡らして各種ボールが郊外に飛び出さないようにするなど学校施設を管理すべきであったところ、そのような注意を十分に行わず、また、ネット設置管理に不備があったために本件事故が発生したものである。したがって、民法715条、717条、709条に基づき、原告が本件事故により被った損害を賠償すべき責任を負う。

※

民法715条1項 ある事業のため他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。(以下略)

民法717条1項 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

民法709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(3) 本件事故による被害の程度

ア 傷病名

原告は、本件事故の結果、左大腿骨頸部骨折および右ひじ骨折の傷害を受けた。

イ 治療経過

原告は、上記傷害を治療するため、平成16年10月18日より翌年1月17日までの3ヶ月間、なぎさ市民病院に入院するとともに、同月から現在にいたるまで毎月1日、同病院に通院した(通院実日数60日)。

ウ 後遺障害

原告は、上記傷害について、右ひじ機能障害および左下肢機能障害が残存した。

(4) 損害

ア 治療費等	150万円
イ 入院雑費	20万円
ウ 通院交通費	500円×60日=3万円
エ 装具・器具等購入費	60万円
オ 損害賠償請求関係費用(診断書発行手数料)	1万5千円
カ 手術費	200万円
キ 休業損害	

ク 入院慰謝料	150万円
ケ 後遺障害による逸失利益	
コ 後遺障害慰謝料	500万円
サ 弁護士費用	150万円

(5) よって、原告は、被告に対し、民法715条、717条、709条に基づき、上記損害1664万5千円及び不法行為の日である2004年10月18日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(6) 証拠

ア 人証

原告本人 関 淳之介
参加人本人 衣笠 亜裕美

イ 書証

甲第1号証 原告本人の陳述書
甲第2号証 参加人衣笠亜裕美の陳述書
甲第3号証 事故現場周辺地図
甲第4号証 小学校運動場ネットの写真および図
甲第5号証 事故現場の写真

答 弁 書 (被告の反論)

被告 学校法人なぎさ学園

上記学園理事長 丸森太郎

被告訴訟代理人主任弁護士 内藤 希

同弁護士 山根健次

同弁護士 岡澤裕基

同弁護士 松本舞子

同弁護士 山端 宏

一 請求の趣旨に対する被告の主張

原告請求の棄却を求める。

二 請求の原因に対する認否

1 請求原因(1)の事実は認める。

2 請求原因(2)は争う。

被告が経営するなぎさ小学校5年生の本多大介が蹴ったサッカーボールによって本件事故が発生したことは認めるが、その他の原告の主張は全て争う。

3 被告は、本件事故のようなことが起こらないように、以下の4点に亘って十分に対策を取ってきた。

その1つとして、5月10日、生徒に対してはホームルームで担任の教員がプリント(乙第1号証)を配布して、ボール遊びの注意事項を徹底して周知させた。

その2として、同月同日、同趣旨のプリント(乙第2号証)を保護者向けに作成して、各クラスのホームルームの時間で担任の教員が生徒に対して保護者に手渡すように指導した。

以上の2点は、被告参加人衣笠亜裕美さんが、4月20日、サッカーボールが郊外に飛び出る事実を通報したのに対応したものである。

その3として、本件事故発生の前年には郊外に野球ボール、サッカーボール等が飛び出さないように500万円を投じて運動場の周囲にネットを設置して管理していたところ、衣笠さんの通報に対応して、運動場側の通用門(本件事故現場)に新たに開閉式のネットを設置して万全を期した。なお、開閉式のネットが完成したのは7月10日である。

その4として、本件事故付近の通用門に立看版(乙第3号証)を設置し、生徒たちに注意を喚起した(設置日は5月20日)。

したがって、被告は本件のような事故が起こらないように十分な対策を講じてきていたものであり、被告が対策を講じないまま本件事故が起こったのではない。

すなわち、原告の主張する717条にいう土地の工作物の設置又は保存に瑕疵（カシ）はなく、被告は賠償責任を負わない。

三 仮定的抗弁（原告の過失）

原告は、事故当時77歳という高齢でありながら、原動機付二輪車を運転し、また、事故の現場付近の道路が小学校のスクールゾーンでありながら、漫然と運転していた。

事件現場は小学校の運動場に面しており、小学生の飛び出し、ボール等の障害物の路上への落下などは想定して最大の注意を払いながら運転すべきであったのにもかかわらず、サッカーボールを避けることができなかつたものである。

被告は、上記の通り、損害賠償義務の不存在を主張するものであるが、仮に義務があるとしても、原告側にも過失があり、過失相殺を主張する（民法722条2項）。

四 証拠

ア 人証

証人 西浜 裕樹 被告が経営するなぎさ小学校の事故当時の教頭

証人 湯浅 翔太郎 事故当時、運動場でAとサッカーの練習をしていた生徒

イ 書証

乙第1号証 ビラ（生徒向け）

乙第2号証 ビラ（保護者向け）

乙第3号証 立看板写真

乙第4号証 教頭西浜裕樹の陳述書

乙第5号証 湯浅 翔太郎の陳述書

証 拠（7頁以下）

甲第1号証 原告・関淳之介の陳述書

1) 私は関淳之介と申します。年齢は85歳です。

私は70歳まで京都府でタクシーの運転手をやっておりました。

77歳の時の10月13日に兵庫県なごさ市に引っ越しをし、現在は一人で暮らしています。

本件サッカーボール飛び出し事故について以下のように陳述いたします。

2) 事故が起こった10月18日当日、私は住民登録の手続きをするため、原動機付自転車に乗り、なごさ市役所に行きました。手続きを済ませ、市役所から帰る途中に事故は起こりました。小学校の前にさしかかり、小学校の門が閉まっているということは視界に入ったので分かりました。後ろに車が来ていたのでミラーで後ろを確認しながら運転していると、突然右方向からボールが飛び出してきてバイクの前輪に直撃しました。

ボールがバイクに直撃したため私は転倒してしまい、救急車で運ばれました。

3) 事故後、病院で警察の方に聴取を受けました。

「おじいちゃん77歳でしょう。バイク乗るなんて危ないと思わなかったの？」と聞かれましたが、免許の更新も今まで通り行うことができたし、病院の先生にも健康だよと診てもらっていたので、全く支障はなかったと答えました。

さらに「ちゃんと前見て運転してた？」と聞かれたので、後ろに車がいたからミラーで確認しつつ前はしっかり見ていましたと答えました。

4) 私はこれまで無事故無違反でタクシー運転手の経験もあるので安全運転を徹底していました。しかし、ボールが直撃するなんて誰が予測できるでしょうか。

このように私が運転中よそ見をしていたり、交通規則を違反していたという事実はありません。

5) 事故による怪我ですが、左大腿骨骨折及び、右ひじを骨折しました。

怪我の治療のため、3ヶ月間なごさ病院に入院することになりました。

右ひじの骨折がひどく、ひじの曲げ伸ばしがほとんどできなくなり、手にも力が入らなくなっていました。バイクに乗ることはもちろん、箸も満足に持つことができなくなりました。

日々の生活も自分一人では過ごせなくなったため、介護士に来てもらい身の周りの世話をしてもらわなければなりませんでした。

現在の状況は、左足の慢性的な痛みと、ひじの治療のため月一回通院しています。

一人で生活するのは現在も困難なため介護を受けています。

平成23年11月16日

関 淳之介 印

1) 名前は衣笠亜裕美です。現在は専業主婦をしています。現在52歳です。現在の家には昨年、一軒家を購入し、引っ越してきました。夫と高校生の息子と3人暮らしです。家は学校の道路を挟んで向かい側の一軒家です。

2) 8年前の4月20日、私は近所のスーパーに買い物に行こうとして学校の前を通り掛かった時、サッカーボールが搬入口を超えて私の目の前に飛び出してきました。私は飛び出してきたサッカーボールを持って職員室の方に事情を説明しに行きました。学校側は「こちらで事実関係を確認してから対処します」との対応でした。

3) 私がサッカーボールを職員室に持って行き事情を説明してから一週間後のことです。自宅の窓からふと学校の方を見るとまた搬入口からボールが飛び出し、学校の前を歩いていた親子に当たりそうになっていました。もう一度学校に報告に行こうかと思いましたが、私自身に何かあったわけではなかったなのでその日は何も言いませんでした。

4) しかし、そのまた一週間後、また搬入口からボールが飛び出し、学校の前を通り掛かろうとしていたお年寄りに当たりそうになっていたのを自宅の庭から見ました。お年寄りは大変驚いておられました。一週間前のこともありましたので、私は学校に状況説明の電話をしました。学校側は「何らか対策を講じます」との対応でした。

5) それからしばらく経ち、5月20日に搬入口の所に看板が建ちました。やっと対応してくれたのだなと思いましたが、看板が建ってからも搬入口からは度々ボールが飛び出していました。看板が建ってから約二カ月後の7月10日には開閉式のネットも設置されていたようでしたが、ネットが設置された後も、度々ボールは搬入口から飛び出していました。ボールが飛び出したとき、私が見ている限りではネットは完全に閉まっていませんでした。

6) 搬入口からボールが飛び出していたのは、私が見ていた限りでは大抵休み時間や放課後でした。私は月に1回程度の頻度で学校に状況説明の電話をしましたが、それ以上何か対処をとっている様子は見受けられませんでした。

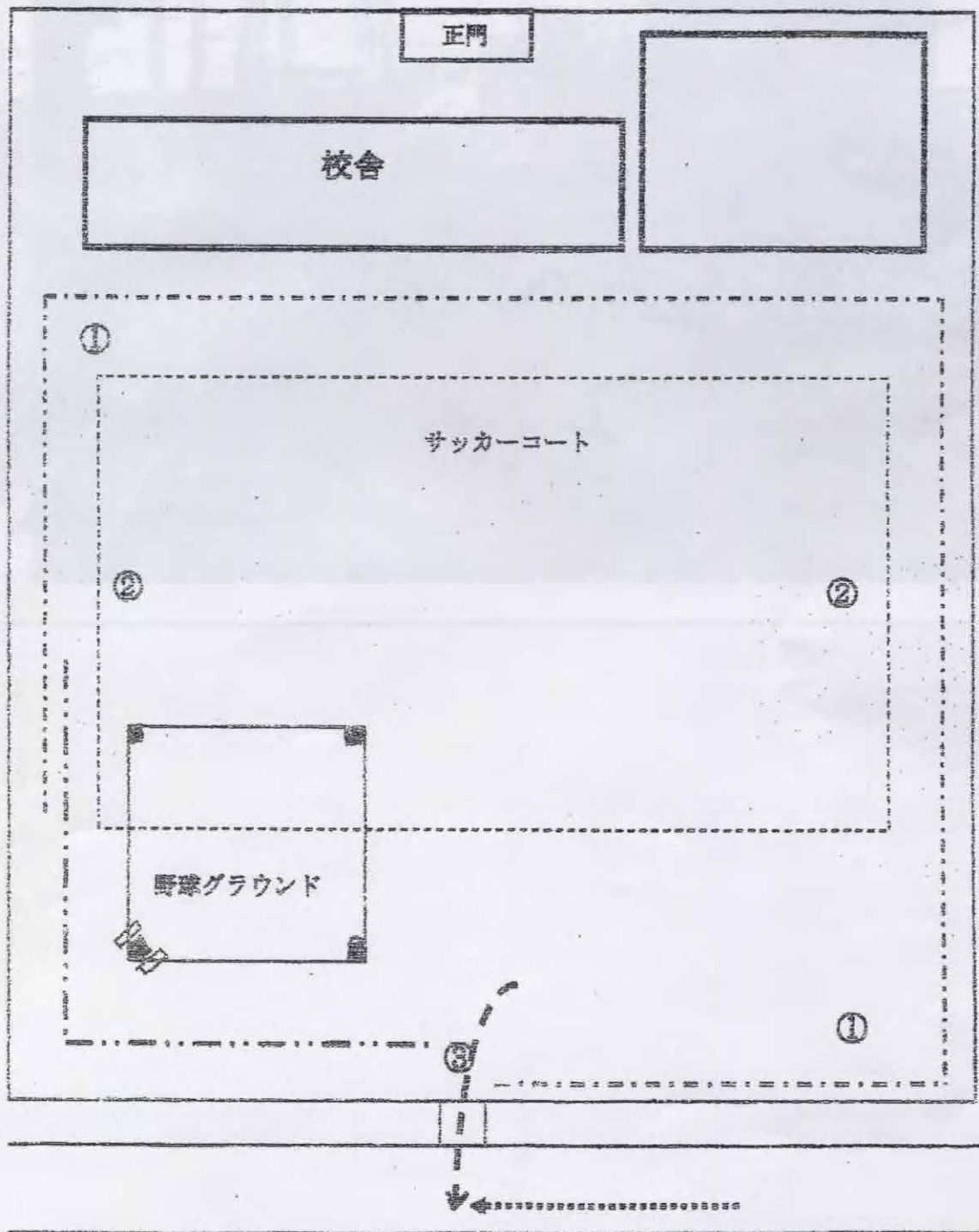
7) 事件当日の10月18日、私は夕食の買い出しから帰ってきてリビングで少しのんびりしていると、いきなり大きな音がしたのでカーテンを開けてみると自宅の前の道路でバイクが倒れているのを見えました。バイクの後ろの車の運転手がバイクの運転手に駆け寄り状況を確認していると、小学校から児童が一名駆け寄ってきて酷く慌てている様子でした。その後、すぐに救急車やパトカーが到着し、バイクの運転手が救急車で運ばれていくのを見ました。大きな音はしていましたが、バイクが大破したり車が巻き込まれたりといったことはありませんでした。怪我人もバイクの運転手のみだったようなので事故現場はすぐに元に戻っていました。

8) 学校側は看板を建てる等の処置は取っていたようですが、先に述べた通り、処置が取られ

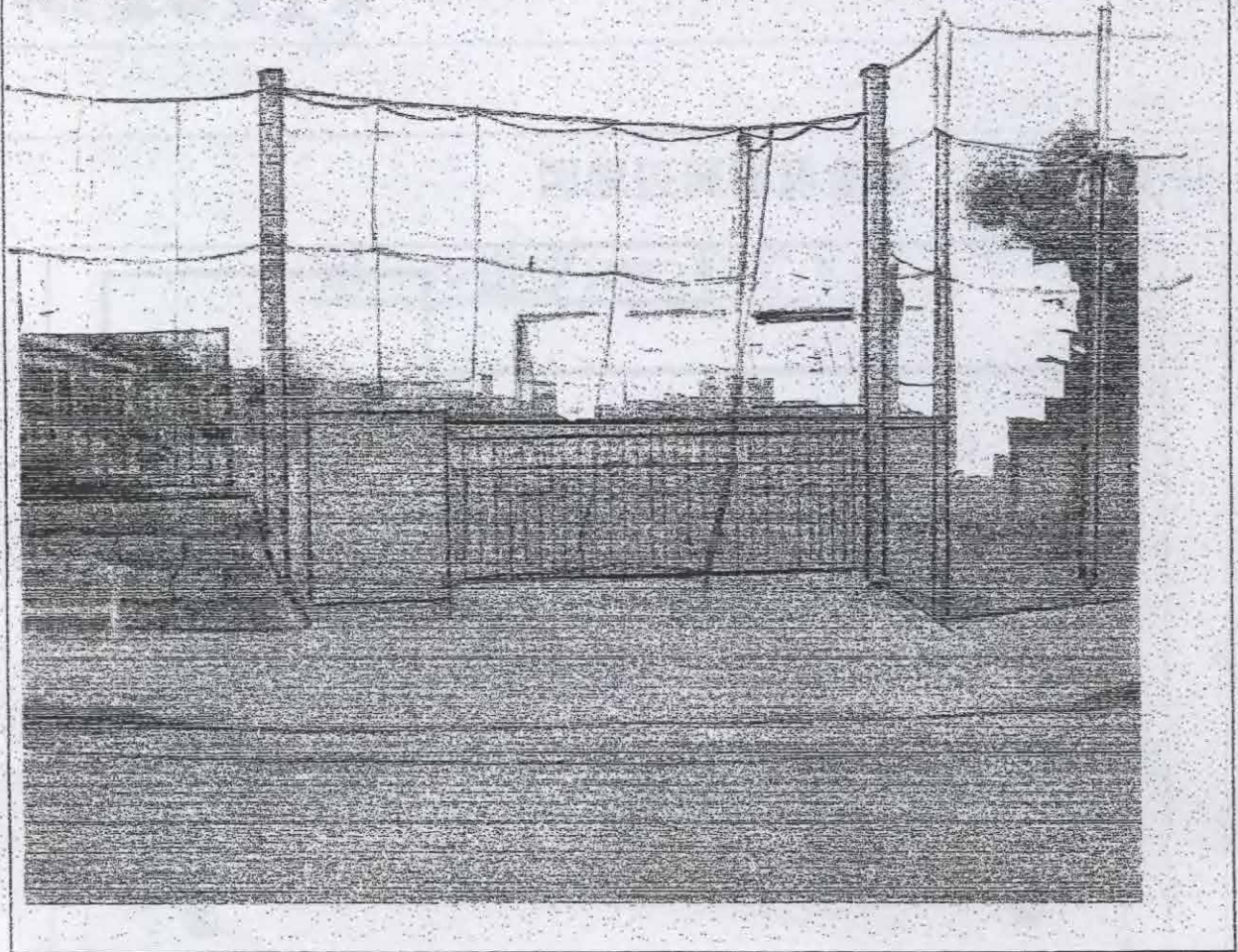
た後も搬入口からは度々ボールが飛び出しており、今回の事件が起こってしまったので学校側の対策は不十分だったように思います。

衣笠亜裕美 印

甲第3号証 事故現場周辺地図



甲第4号証 小学校運動場ネットの写真および図



甲第5号証

事故現場



乙第一号証

平成 15年5月10日

全校生徒へ

なぎさ小学校
教頭 西浜祐樹

ボール遊びについて！！

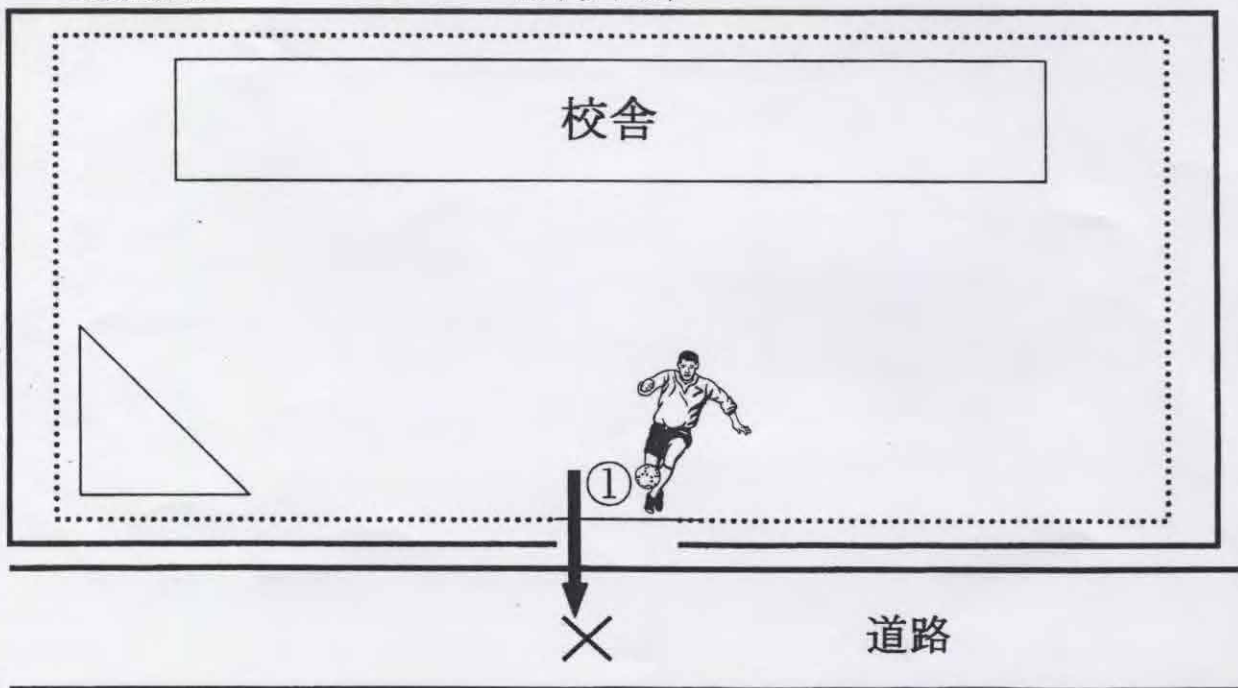
みんなは、どこでボール遊びをしていますか？

このあいだ、ボールが学校の外にとびだしてしまいました。

とてもあぶないので、ぜったいに、門の近くでボール遊びをしないようにしてください。

①の場所やその近くでのボール遊びは禁止です！！

<運動場図> はネットです



乙第二号証

平成 15年5月10日

保護者の皆様へ

なぎさ小学校
教頭 西浜祐樹

運動場使用についてのお知らせ

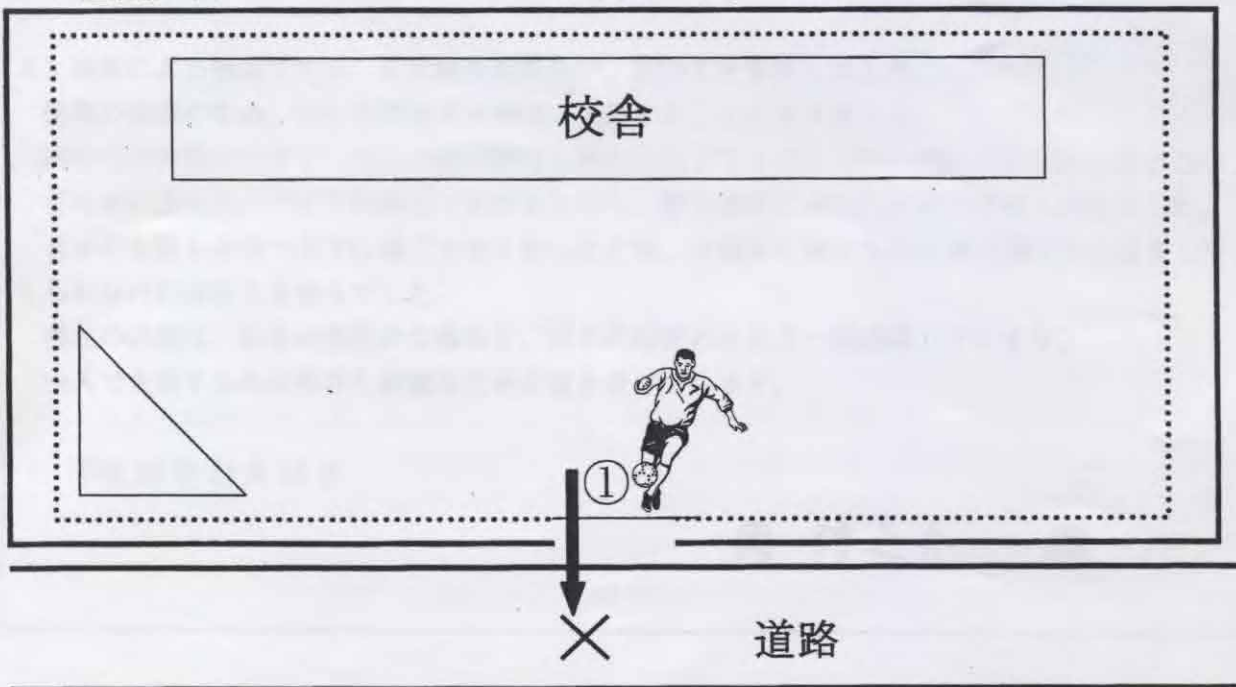
拝啓

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。さて、当配布プリントでは昨日起こった、児童の運動場でのボール遊びによる、ボールが門を越え道路に落ちる事態があり、今後このようなことが起こらないように、対策とそのご理解をお願いしたく、配布致しました。下記の図のとおり、①の地点には対策ネットを張っていなかったため、今回の事態が発生してしまいました。早急に①の地点にネットを設置する予定であります。しかし、今後万が一にもボールが飛び出すことが考えられますので①地点付近でのボール遊びを絶対にしないよう学校側も注意を配りますが、ご家族の方からもお子様にお話していただきますよう、ご理解の程よろしくお願い致します。

敬具

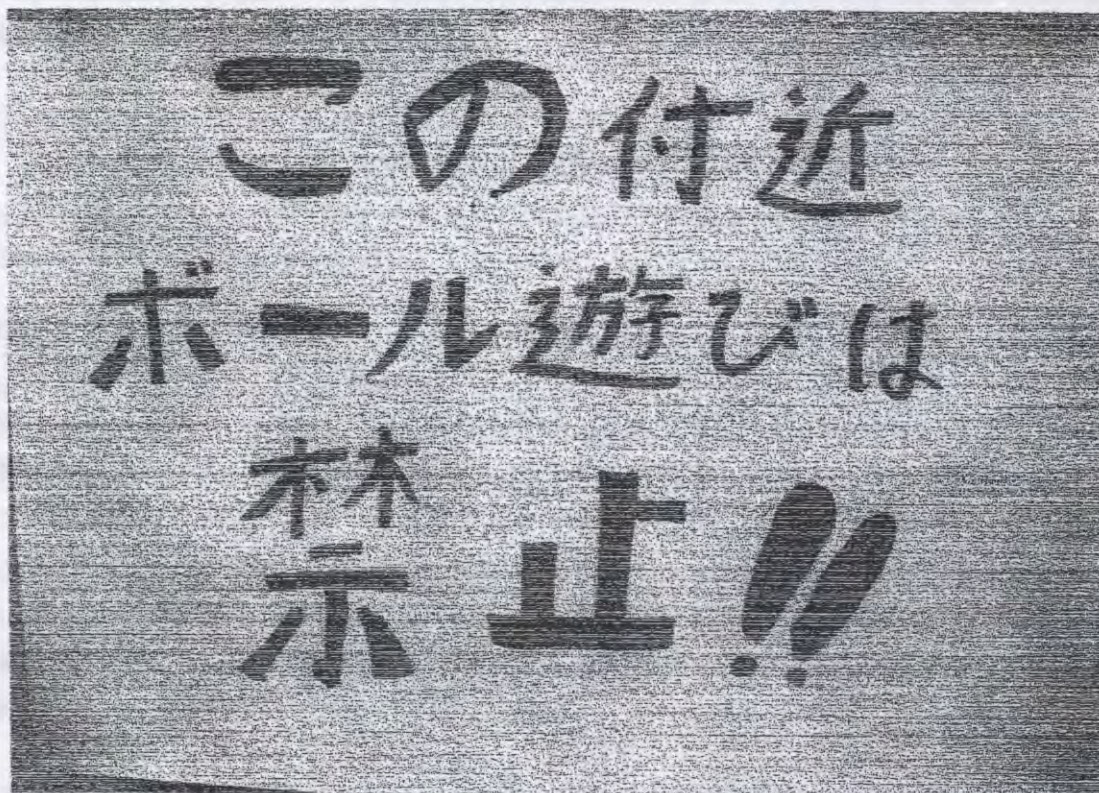
<運動場 図>

..... はネットです。



乙第3号証

立看板写真



乙第4号証 証人・西浜裕樹の陳述書

1) 名前は西浜裕樹です。現在は教師の職を退いて兵庫県明石市の教育委員会で働いております。私は1945年に兵庫県呉井市中津川町の小さな農家に五人兄妹の三男として生まれました。上に二人の兄と下に妹が二人います。戦後の混乱期の中で少年時代を過ごし厳しい生活でしたがなんとか大学に行き念願だった教師になりました。それからは小学校一筋で働きましてなんとか教頭までなりました。そして兵庫県の各小学校の教頭を歴任して現在に至っております。

2) なぎさ小学校は、学校法人なぎさ学園が運営している小学校です。なぎさ学園は他になぎさ幼稚園、なぎさ中等学校も運営しております。なぎさ小学校は毎週のように老人会などの集会等があり地域の皆さんにも親しまれております。そして校舎にも特徴があります。フランスの建築デザイナーが設計しております今現在でも日本内外からの見学者が訪れることもあります。そして何よりいいところは児童の自主性を重んじた教育です。この教育方針により、生徒たちは理性的に成長し、これまで大きな事件は起きていませんでした。

3) 私がこの学校の教頭になってすぐの話です。4月20日に学校近辺に住んでいる方からの苦情があり、ボールが運動場の外に飛び出るという事態があったことを知りました。

この学校の運動場はボールが外へ出ないようにネットに囲まれております。しかし、今回ボールが飛び出した場所は搬入口として使われている門だったので、ネットを設置していませんでした。通常、学校の活動で球技をする際は、監督者がその門の周囲ではボールを使うことを禁止していました。そのため、苦情が来るまではボールが外に飛び出る事はありませんでした。しかし、4月20日の苦情の件では、放課後に門の近くでボール遊びをしていた生徒がたまたまボールを外に蹴り飛ばしてしまったようでした。そこで私どもは、直ちに職員会議を開き、①HR等でプリントを配って門の近くでボール遊びを禁止。②さらに、門の前にこの場所でのボール遊びをしないようにと書かれた立て看板を設置。③それに加え全校集会等でも複数回にわたり定期的に子供達には伝える。④開閉式のネットを搬入門に設置する。⑤ネットを設置するまでは、昼休みに職員を搬入門の近くに立たせ、子どもたちを監督する。主には以上の対策をとることを決定しました。その後、5月10日に子供と保護者にプリントを配布。5月20日に門の前に看板を設置。7月10日に開閉式のネットを搬入門に設置しました。お電話を頂いてから可能な限り迅速に対策を講じた次第です。

搬入門につきましては、実際に搬入門を使う業者に門の鍵を渡していました。そこから学校に出入りする際は、確実に門の鍵とネットは閉めるようにと指示しておりました。

業者がネットをきちんと閉めなかったことは一度もなく、今回の事件で業者がネットを閉め忘れたとは考えにくいところです。

4) 10月18日、私は普段と同じように仕事をしておりました。その日は職員会議をする日だったので、16時30分より職員室にほとんどの教員が集まって会議を行いました。会議の内容自体は別段変わりありませんでした。16時55分頃、会議はほぼ終了しました。そこで私は17

時の学校閉め切りのために、生徒が残っていないかどうか学校の見回りに向かおうとしていました。その時湯浅翔太郎君が息を切らして職員室に入ってきました。私がどうしたのか聞くと、湯浅君は、本多大介君が蹴ったボールが門を超えて外に飛び出し、おじいさんが転倒したと言いました。私はすぐに他の教員に救急車を呼ぶよう指示し、湯浅君と一緒に門へと向かいました。門の前には何故かサッカーゴールが設置されていました。どうしてこんな所にと不思議に思ったのですが、まずは事故現場に向かわねばならないと思いました。事故現場では湯浅君の言ったとおり、原付とお爺さんが転倒していました。おじいさんは足を負傷しているようで、原付もミラーが折れたりしていました。私はおじいさんの意識の確認をし、応急処置をしました。しばらくすると、救急車が到着しておじいさんを運んでいきました。その後は他の教員が呼んだ警察に事情聴取をされました。

5) 今回、起こりました事件につきまして、怪我をされた原告の関さん・及びご家族の方々におかれましては、このような不運にみまわれた事を非常に残念に思っております。今後はこのような事件が起こりませんように、我々といたしましても尽力を尽くしていかなければならないと心より痛感いたしました。

しかしながら、先に述べた通り、事件発生前に近隣の方から「ボールが学外から飛び出した」との苦情を受けていましたので、ボールが外へ出ないように迅速に出来る限りの対策を講じました。その後は何の苦情のお電話もありませんでしたし、我々といたしましても今回行った以上の対策としては運動場でのボール遊びを全面的に禁止すると言った事しか思い至りませんでした。それでは子供達が校庭で遊べなくなり、本来の健全な教育を継続することができなくなるとの意見もありましたので、運動場でのボール遊びを禁止するといったような対応はしなかった次第です。学校側としては考えうる限りの必要な対策を講じておりました。つまりすでに明白なように、なぎさ学園には一切の過失はございません。

結果としてこのような事態が起こってしまいましたので、本来ならばボールを蹴った本多さん自身、つきましては本田さんの保護者に賠償義務があることは明白であります。今回、我々が訴えられ、賠償金を請求されていることにつきましても、全く我々学校側には何の関連性があるとは言えません。

7) 今回のような事件が起こり、実際に怪我をしてしまった人が出たため、生徒達には非常に申し訳ないと思うのですが、授業などの監督者がいる場合を除き、運動場でのサッカーやその他の球技スポーツすべてを禁止しました。また当然ながら監督者となる先生方にはより一層の注意を払うよう指導しております。校内において、全校生徒が安心してスポーツができるよう全力で努めていきます。

8) 最後に、繰り返しになりますが我々学校側としましては、ボールが飛び出すことの想定はしておりましたが、そのようなことが二度と起こらないよう、生徒の行動に注意を払い警告をしてきました。本件は、嚴重な注意のもとにもかかわらず起こってしまったもので、学校側に責任はありません。どうか、我々学校側の主張に理解のほどよろしくお願い致します。

平成 23 年 11 月 16 日

乙第5号証 湯浅翔太郎の陳述書

1) 私の名前は湯浅翔太郎といいます。現在は神戸学院大学 2 回生で法学部に所属し法学を学んでおります。事故当時は被告なぎさ小学校の 5 年生でした。当時はサッカーが好きで、友人の本多大介君と一緒に学外のサッカークラブに所属していました。私のポジションはキーパーで、大介君はフォワードでした。

2) 4 月 20 日にボールが飛び出したとの苦情があったということで 5 月 10 日にプリントが配られました。学校はそのプリントで搬入口の付近でボール遊びを禁止しました。さらに、5 月 20 日に搬入口の付近でボール遊びを禁止すると書かれた看板が設置されました。その間も HR や全校集会などで注意を受けていました。私は何度も搬入口付近でのボール遊びはしてはいけないと聞きました。7 月 10 日になると、搬入門の上に開閉式のネットが設置されていました。

3) 事件が起こった日、私は 5 時間目までの授業を受けて、その授業が終わった後すぐ家に帰り、大介君と待ち合わせをして家の近くの学校にもう一度戻りました。そこで大介君の持ってきたサッカーボールを使いフリーキックの練習をしようということになり、練習をしました。その際ゴールを普段おいてある運動場の隅から搬入口の前に移動させました。初めは普段サッカーをしているときにゴールを設置する位置で練習をしようと思ったのですが、前日に降った雨でその位置の足元が悪く、他に良い場所は無いかと探したところ、搬入口の付近がやりやすかったので、そこで練習しようということになりました。もちろん学校から搬入口付近でボール遊びをしてはならないという注意を受けていましたし、やってはいけないと分かっていました。しかし、ネットも張られているし、ボールを外に出さなければやってもいいだろうという軽い気持ちでフリーキックの練習をしました。僕はゴールキーパー、大介君はキッカーをしていました。何度もフリーキックを繰り返しそろそろ練習を終わろうと思った時、大介君の蹴ったボールがゴールの上を飛び越えて行きました。僕はヤバいと思って後ろを振り向きました。そうすると門の外でボールがおじいさんの原付に当たるのが見えました。おじいさんはそのまま転倒し怪我をしたようで、脚を押えてうずくまっていた。僕は大変なことになったと思い、職員室へと先生を呼びに行きました。その後は先生の指示に従っていました。

4) 事件発生後は授業など監督者のいる場合を除いて、グラウンドでの球技のスポーツを禁止するということになりました。私達の軽率な行動で他の生徒にも迷惑をかける結果となり申し訳ないと思っています。現在でもグラウンドでの球技は禁止されていると聞きました。今回の事件は僕たちが引き起こしたことであり、このようなことを言うのは間違っているかもしれませんが、出来ることならば現在の生徒たちのためにもグラウンドでの球技を自由にできるよう

にしていだけないかと考えております。

5) 今回の事件は私達が学校から搬入口付近でボール遊びをしてはいけないと注意をうけていながらその場所でフリーキックの練習をしたことで起こってしまったものです。その当時は小学生ということもあり先生に知らなければいいと、とても軽い気持ちでやりました。それがおじいさんを怪我させてしまい、学校の生徒たちにも大変な迷惑をかけるという結果になったことについて、本当に申し訳なく思っています。

平成 23 年 11 月 16 日

湯浅翔太郎



なぎさ地方裁判所ポーアイキャンパス支部 裁判長 裁判官 長谷川 貴洋
裁判官 眞柴 友輔
裁判官 野口 寛之

説 示 (陪審員の方に評議していただく事項の説明)

大問 1、学校側 (被告) の過失

小問 1、(予見可能性) 学校側 (被告) は搬入口から道路にボールが飛び出て、本件のおじいさんのように、ボールに当たってけがをするかもしれない、と予見できたか？

→予見できれば、小問 2 へ

→予見できなければ、学校側に過失はなかったことになる。

小問 2、(結果回避) ボールが外に出るという結果を回避すること (ボールが外に出ないようにする対策) が十分にできていたか？

(参考)

原告側の主張・・・生徒の指導、ネット設置管理に不備がある。

被告側の主張・・・ボールが外に出ないようにするための対策は十分に行なっていた。

対策の内容・・・生徒と保護者にプリント (乙第 1 号証、乙第 2 号証) を配布

500 万円を投じて運動場の周囲にネットを設置

本件事故付近の通用門に立看板 (乙第 3 号証) を設置

→不十分なら、学校側に過失があった。大問 2 へ

→十分にできていたら学校側に過失はなかった。

大問 2、過失相殺

小問 1、おじいさん (原告本人) には落ち度があったかどうか？

→落ち度があれば、これを考慮して損害賠償の減額ができる。

大問 3、過失割合

大問 1・2 を考慮した上で原告と被告の過失割合を判断してください。

(原告 割 : 被告 割)

本報は、社会の発展と文化の向上に貢献することを旨とし、読者の利益を第一とし、公正・公平・正確な報道を心がけてまいります。

【読者の皆様へ】本報の発行についてのご案内

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

【発行日】

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

本報は、毎月1日発行となります。休日は発行されません。

© 2004 (株) 読者サービスセンター

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

原告側最終弁論

本件事故がおきた原因は被告（学校）の乱雑な安全管理にあると言える。よって我々は損害賠償金 1664 万 5 千円及び平成 16 年 10 月 18 日から支払い終了までの年 5 分の金員の支払い、当裁判の訴訟費用全額を被告側での負担を求める。

被告は、本件が発生する以前にボールが搬入口から飛び出してきて危険であるとの苦情があり、以下の様な対策を行っている。

1. 生徒たちへの注意
2. 生徒・保護者へのプリントの配布
3. 校内に向けた看板の設置
4. 開閉式ネットの設置
5. ネット設置までの期間の昼休みの監視

しかし、これらの対策は不十分であると言える。

具体的には、①ネット設置までの期間の昼休みの監視も証人の証言よればきちんとされていなかった。②ネットが設置されてからもボールが飛び出すといった苦情があったにも関わらずそれ以上の対策がなされていない。③開閉式のネット及び門の管理を業者に一任し、被告側で使用後の確認をしていない。実際に事故が起こっていることから、これは明白である。④放課後であったとしても搬入口を注意して見ておく等の処置をしていない。（校舎の中からも搬入口は確認できる）

以上のような対策をしていれば、本件のような事件は起きなかったと言える。

被告側は、原告にも過失があると主張しているが、原告は本件事故当時いたって健康であり原動機付二輪車の運転に支障があったとは考えられない。実際に、原告は運転免許取得後約 50 年間に渡り無事故無違反であり、本件が起こる前の運転免許の更新の際にも特別な指示や警告などは受けていない。

また、本件事故直前も前方への注意及び、ミラーによる後方確認も問題なくされていた。その際に校門が閉まっている事や後方に車がいた事を確認できていた事からも視力・判断力等に支障はなかったと言える。

本件事故は、原告の前方からではなく横から突然サッカーボールが飛び出してきたものである。

原告は、運転中であるため前方に注意をはらっていた。人間が前方に注意をはらっている場合の視野角は一般的に外側に 60 度～80 度程度と言われている。つまり、被告の年齢や視野角等に関係なく本件のような場合に避けるといった行動は、一般的に不可能なのである。

以上のことから、原告側に過失はなかったと言える。

本件により原告が被った被害は、一時的な怪我ではない。右腕の曲げ伸ばしが出来なくなる、右手の指に力が入らない、常に左足に痛みを感じるといった後遺症が残っているのである。利き腕を自由に動かせなくなった原告は、日常生活にも様々な支障がある。原告は介護をしてもらえる家族も居なく、見ず知らずの介護士に自らの世話をしてもらうのはとても不便で心苦しい生活です。また、健康であった自らの身体が突然不自由になるというのはとても大変な事です。したいことも自由に出来ず1人で食事することもできません。1人で出かけることも難しくなり、外出もままならない生活を強いられることになりました。これは、想像を絶する精神的苦痛であると思えます。原告は現在、介護を受けリハビリの為に月に一度の通院をしながら生活をしています。

このような事態になったことの過失責任を被告に追求するとともに、損害賠償金 1664 万 5 千円及び平成 16 年 10 月 18 日から支払い終了までの年 5 分の金員の支払い、当裁判の訴訟費用全額を被告側での負担を求めます。

被告側最終弁論

我々弁護側は、本件は本多さんがボールを蹴ったことにより発生した事件であるということは認めます。しかし、被告は本件が発生しないようにできる限り対策をしていました。したがって、原告側が言うような責任は被告にはありません。

被告は、本件が発生する以前にボールが搬入門から外へと飛び出ているとの苦情を受けました。被告はこの苦情を非常に重く受け止め、すぐさま職員会議を開き、対策を検討することとなりました。具体的にどのような対策とったのかと言えば、

- ① 校集会、HR 等で生徒たちへの注意
- ② 徒、保護者への注意を促すプリント
- ③ 搬入門に立看板を設置。
- ④ 搬入門に開閉式のネットを設置し、また、ネットを設置するまでの間は、昼休みに職員が搬入門の近くで生徒がボール遊びをしていないか監視する。

以上の対策をとりました。これ以上の対策となれば一体どのようなものがあるでしょうか。例えば、授業以外での一切のボール遊び禁止といった対策が考えられるでしょう。しかしながら、学校は子供たちが健全に成長するように努めなければなりません。あまりにも極端な規制は子供たちの健全な成長を妨げることにはならないでしょうか。

また、監督者の許可なしにゴールを動かすことを禁止していたにもかかわらず、子供が重いゴールをわざわざ移動してまで、ボール遊びを禁止していた搬入門のすぐそばでフリーキックの練習をするなどということ、被告が予測することができたでしょうか。

開閉式ネットが僅かに開いていたことに関しては、搬入を行う業者に、搬入門の使用後は確実に門とネットを閉めるようにと厳重に指導していました。事件が起こる以前からも、ネットや門の締め忘れといったことはありませんでしたし、業者がネットを締め忘れたということはないのではないかと考えています。なぜ本件においてネットが開いていたのかは今だに判明していません。

繰り返しになりますが、被告側は本件発生までに十分な対策を講じてきました。したがって、被告に過失はありません。

以上のように、被告は損害賠償義務を負わないと主張するものでありますが、仮に、義務を負うとしても、その場合は原告側にも過失があり、過失相殺を主張します。

原告は当時 77 歳という高齢でありながら、原動機付二輪車を運転していました。また、事故現場付近の道路は学校の脇にあった道にもかかわらず、注意を怠って運転していました。

一般的に、高齢になると判断力の低下や視野の狭まりなど運転に支障をきたすようにな

遺失・盗難届出書

ります。これは高齢で車やバイクに乗る人ならば自覚して運転しなければなりません。自覚していた上で車やバイクに乗るのであれば、通常よりいっそうの注意を払って運転すべきではないでしょうか。

事件現場のような小学校の周りでは、小学生やボールなどの障害物等が路上に飛び出してくることを想定して最大の注意を払いながら運転しなければなりません。サッカーボールを避ける事が出来なかった原告は、その注意を怠っていたのではないのでしょうか。

以上の点から考えると、原告にも過失があると言えます。したがって、被告に損害賠償義務があるのであれば過失相殺を主張します。

遺失のへき式乗車 1

許諾のイノリでのへき乗車・乗車 2

遺失の乗車券の乗車 3

遺失の乗車券の乗車 4

遺失の乗車券の乗車 5

遺失の乗車券の乗車 6

遺失の乗車券の乗車 7

遺失の乗車券の乗車 8

遺失の乗車券の乗車 9

遺失の乗車券の乗車 10